

我孫子市都市計画税条例の一部を改正する条例の内容（専決処分）

番号	条番号	該当項目・改正内容	施行期日
1	附則第1項から 附則第5項	地方税法附則第15条の改正に伴う項番号ずれにより、条文中の引用項番号を改正するもの。	令和4年4月1日
2	附則第6項	<p>法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合</p> <p>新設 法附則第15条第44項(貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置)</p> <p>特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域(※)として都道府県知事等の指定を受けた土地に係る都市計画税の課税標準を、最初の3年度分、価格に3/4を参酌して2/3以上5/6以下の範囲内で市町村の条例で定める割合を乗じた額とする。</p> <p>※貯留機能保全区域・・・河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い侵入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地のうち、都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められるもの。区域内で盛土、堀の設置等を実施する場合、事前に都道府県知事等に届け出なければならない。</p> <p>我孫子市には該当区域なし</p>	令和4年4月1日
3	附則第8項から 附則第13項まで	<p>宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度の都市計画税の特例</p> <p>① 景気回復に万全を期すため、税額が増加する商業地等の固定資産税について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り税額の上昇幅を半減させる措置を講じる。(課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%(現行5%)とする。)</p> <p>※住宅用地、農地等については、現行どおり</p> <p>② 地方税法附則第15条の改正に伴う項番号ずれにより、条例附則の項番号と条文中の引用項番号にずれが生じたことから、改正するもの。</p>	令和4年4月1日
4	附則第7項及び附則第14項から附則第20項まで	地方税法附則第15条の改正に伴う項番号ずれにより、条例附則の項番号と条文中の引用項番号にずれが生じたことから、改正するもの。	令和4年4月1日